

少年法「改正」法案の参議院における修正を求める声明

4月19日、衆議院において、少年法「改正」法案が可決され、参議院に送付された。

衆議院において可決された法案は、当会が強く反対してきた「ぐ犯少年である疑いのある者」について警察に調査権限を付与する条項が削除されるなど、当初の法案に比べ、大幅に修正されていることは評価できるが、なお多くの問題点が残されている。

特に、少年院収容可能年齢を現行の「14歳以上」から「おおむね12歳以上」に引き下げたことは、小学生をも少年院に収容することを可能とするものであり、極めて問題である。

そもそも少年院における集団的矯正処遇は低年齢の少年にふさわしい処遇とはいえない。低年齢で非行に走る少年は、被虐待体験を含む過酷な生育歴を有していることが多く、その再非行の防止には、児童自立支援施設での処遇のような温かい家庭的な環境の中で「育てなおし」をすることが必要というべきである。

また、14歳未満の触法少年の疑いのある者について警察に捜査権限類似の調査権限が付与されたことも問

題である。低年齢の少年には福祉的・教育的支援こそ必要である。仮にこれらの権限を付与するとしても、これに対応して、調査への弁護士の立会いや調査全過程のビデオ録画など、少年の防御権が保障されていなければならない。本法案においては、弁護士付添人選任権や少年の情操に配慮する義務など当然のことが加えられたにとどまり、防御権の保障は未だ不十分である。

さらに、保護観察中の少年の遵守事項違反を理由とする少年院等送致を認めたことは、保護司と少年との信頼関係や人間的な交流を基礎として少年の健全育成を実現するという保護観察制度の理念を著しく後退させるものであり、問題である。

よって、当会は、参議院において、十分に議論が尽くされ、残された問題点について更なる修正が行われることを、強く求めるものである。

2007年4月20日

東京弁護士会会長 下河邊和彦

死刑執行に関する会長声明

本日、東京拘置所において1名、大阪拘置所において1名、福岡拘置所において1名、計3名の死刑確定者に対して死刑が執行された。

今回の死刑執行は、2006年12月25日の4名の死刑執行に続くもので、1993年に死刑の執行が再開されて以来、死刑の執行された者の数は54名に達した。

当会は、これまで、死刑執行に際して、その都度、会長声明ないし談話を発表し、一貫して法務大臣に対して、①死刑確定者の処遇の現状を含め、死刑制度全般に関する情報を公開すること、②国連や欧州評議会の動向を考察し、死刑廃止の是非を含め、わが国の刑事司法、刑罰制度のあり方の議論を国民的規模で行うこと、③死刑執行に一層の慎重を期し、死刑制度についてのこれら議論が尽くされるまでは、死刑の執行を行わないことなどを要望してきた。

1989年12月、国際人権（自由権）規約第二選択議定書（いわゆる死刑廃止条約）が国連総会で採択され、1997年4月以降、毎年国連人権委員会（現在は国連人権理事会）が「死刑廃止に関する決議」を行い、その決議の中で、日本などの死刑存置国に対して「死刑に直面する者に対する権利保障を遵守するとともに、死刑の完全な廃止を視野に入れ、死刑執行の停止を考慮するよう求める」の呼びかけを行ってきた。

国際人権（自由権）規約委員会は、1993年11月と

1998年11月の2回にわたって、日本政府に対して死刑廃止へ向けての措置を取ること及び死刑確定者の処遇を改善することについて勧告を出している。

死刑廃止条約が採択された後、世界の多くの国々は死刑が廃止されている。

アメリカ合衆国の死刑存置州でも、死刑の宣告数、処刑数が減少しており、アジアにおいてもフィリピンは1994年に一旦復活していた死刑を再び廃止し、韓国、台湾などでも、死刑制度の廃止や執行の停止が検討されており、死刑廃止や執行停止が国際的な潮流となってきたことは明らかである。

このような中で、日本では死刑宣告が増加し、死刑確定者も100人を超えた。

しかも今回は従来これまで執行が差し控えられていた国会の開会中という異例の強行姿勢であり、世界の趨勢に挑戦しているとのそしりを免れない。

当会は、今回の死刑執行に遺憾の意を表明するとともに、法務大臣に対しては、死刑執行を差し控えて、死刑制度のあり方について議論を行うなど、当会がこれまで再三にわたって表明してきた要望の実現に向けて、誠実に対応されることを重ねて要望する。

2007年4月27日

東京弁護士会会長 下河邊和彦